

陸上自衛隊航空交通管制等実施に関する達

昭和 55 年 5 月 2 日
陸上自衛隊達第 99-8 号

改正	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122-119 号	昭和 60 年 2 月 21 日達第 99-8-1 号
	昭和 60 年 4 月 6 日達第 122-123 号	平成 4 年 6 月 5 日達第 99-8-2 号
	平成 7 年 6 月 9 日達第 99-8-3 号	平成 13 年 3 月 13 日達第 99-8-4 号
	平成 13 年 8 月 10 日達第 99-8-5 号	平成 14 年 3 月 11 日達第 99-8-6 号
	平成 16 年 3 月 27 日達第 99-8-7 号	平成 18 年 3 月 24 日達第 99-8-8 号
	平成 20 年 7 月 23 日達第 122-228 号	平成 20 年 11 月 19 日達第 99-8-9 号
	平成 21 年 2 月 3 日達第 122-230 号	平成 22 年 3 月 24 日達第 99-8-10 号
	平成 23 年 4 月 1 日達第 32-19 号	平成 29 年 3 月 27 日達第 99-8-11 号
	令和元年 6 月 27 日達第 122-303 号	令和 3 年 3 月 15 日達第 122-315 号
	令和 3 年 10 月 20 日達第 99-8-12 号	令和 4 年 3 月 11 日達第 99-8-13 号

陸上自衛隊航空交通管制等実施に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 鈴木 敏通

陸上自衛隊航空交通管制等実施に関する達

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 航空交通管制業務（第 3 条－第 9 条）
- 第 3 章 飛行点検の受検（第 10 条－第 12 条）
- 第 4 章 飛行通報業務（第 13 条－第 15 条）
- 第 5 章 飛行方式の設定手続（第 16 条－第 18 条）
- 第 6 章 航空情報（第 19 条－第 22 条）
- 第 7 章 雑則（第 23 条－第 25 条）

附則

別紙

- 第 1 管制業務実施飛行場
- 第 2 管制所における管制席別業務内容
- 第 3 運用要領の作成事項
- 第 4 飛行通報業務実施飛行場
- 第 5 飛行方式の設定
- 第 6 ノータム発行権者及び発行担当地域
- 第 7 ノータム発行手続
- 第 8 管制業務等書類
- 第 9 管制業務報告

別冊

- 第 1 飛行通報取扱要領
- 第 2 ノータム取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛隊の行う航空交通管制業務等の実施方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空交通管制業務 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第199条第1項に規定する飛行場管制業務、進入管制業務、着陸誘導管制業務及びターミナルレーダー管制業務（以下「管制業務」という。）をいう。
- (2) 管制所 管制業務を実施する機能及び施設の総称をいう。
- (3) 実務研修 航空交通管制職員試験規則（平成13年国土交通省訓令第97号。以下「管制試験規則」という。）第3条に定める基礎試験に合格した隊員が同条に定める技能試験の受験のため技能認定を終了した隊員で、かつ、管制業務を行う部隊の長が指名する隊員の指導下において行われる管制業務の研修をいう。
- (4) 技能認定 航空交通管制技能証明（以下「技能証明」という。）を有する隊員が管制所において当該管制業務を的確に遂行できる知識及び技能を有しているかどうかを限定変更試験又は機関認定試験により認定することをいう。
- (5) 限定変更 隊員が転任等のため新たな管制所において当該管制業務に従事する場合の認定をいう。
- (6) 機関認定 管制所において引き続き6箇月以上当該管制業務に従事しなかった隊員に対し当該業務を行わせる場合の認定をいう。
- (7) 飛行点検 航空機を利用して航空保安無線施設の機能状態を点検し、その結果を評価判定することをいう。
- (8) 飛行通報業務 陸上自衛隊航空機の運航実施に関する達（陸上自衛隊達第99—7号(41.10.25)。以下「運航実施に関する達」という。）第2条第1項第9号に規定する飛行通報を関係飛行場等に通知するための処理業務をいう。
- (9) 航空隊長等 第1ヘリコプター団長、方面航空隊長、第15ヘリコプター隊長、陸上自衛隊航空学校長、陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦分校長及び陸上自衛隊航空学校宇都宮分校長をいう。

第2章 航空交通管制業務

(管制業務を行う飛行場及び内容)

第3条 管制業務を行う飛行場及び部隊並びに管制業務内容は、別紙第1のとおりとする。

2 管制所における管制席別業務内容は、別紙第2のとおりとする。

(管制方式)

第4条 管制業務は、国土交通省制定の航空保安業務処理規程（昭和42年運輸省航空局総第130号）の第5管制業務処理規程中「Ⅲ管制方式基準」を準用して行うものとする。ただし、飛行場燈火の運用については、飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第105号）の定めるところによる。

（運用要領）

第5条 方面管制気象隊長は、別紙第3に掲げる事項のうち必要なものについて管制所ごとに定めるものとする。

（協定）

第6条 方面航空隊長又はその指定する者は、陸上幕僚長の承認を得て、関係機関等との間に管制業務の遂行に必要な事項に関して協定を締結することができる。

（管制員の資格）

第7条 方面管制気象隊長は、管制業務に従事する隊員にあつては、次の各号の資格を有する隊員を充てるものとする。

- （1）電波法（昭和25年法律第131号）第40条に規定する無線従事者（航空無線通信士）の資格を有すること。
- （2）国土交通大臣が発行する管制所及び当該管制業務に係る技能証明書を有すること。
- （3）陸上自衛隊航空身体検査及び空挺身体検査実施規則（陸上自衛隊達第36—7号(34.5.13)）に示す航空身体検査に合格し、かつ、その有効期限内にあること。
- （4）管制所における当該管制業務の技能認定を受けていること。
- （5）航空管制等英語能力証明書を有すること。

2 実務研修中の隊員は、前項の規定にかかわらず、それぞれ管制所の当該管制業務を実施することができる。この際、当該隊員は、航空機に対し、実務研修中である旨を通報しなければならない。

（技能試験等）

第8条 技能試験（学科試験を除く。）及び実務研修の実施については、管制試験規則を準用するものとする。

2 技能試験の受験手続等は、次表により行うものとする。

受検依頼者	依頼区分	依頼先	備考
陸上幕僚長	年度	国土交通省東京 航空局長	
		国土交通省大阪 航空局長	
中央管制気象隊長	各四半期	国土交通省東京 航空局長	各方面総監は、中央管制気象隊長に手続きを依頼するものとする。
		国土交通省大阪 航空局長	

（技能認定）

第9条 方面管制気象隊長は、限定変更試験及び機関認定試験により技能認定を行うものとする。

2 方面管制気象隊長は、前項の試験を行うため、各管制所ごとに試験官を命ずるものとする。

3 技能認定を行った方面管制気象隊長は、限定変更通知書又は管制機関認定通知書により中央管制気象隊長を経由して国土交通省地方航空局長に通知するものとする。

第3章 飛行点検の受検

(飛行点検の受検)

第10条 航空保安無線施設を管制業務の用に供する場合は、航空自衛隊が実施する飛行点検を受検しなければならない。

2 飛行点検の受検要領は、航空保安無線施設等飛行点検実施規則（航空自衛隊達第12号(8.5.1)）を準用する。ただし、同規則に定める「管制隊長」を「方面管制気象隊長」と読み替えるものとする。

(航空保安無線施設の運用)

第11条 管制業務を行う部隊の長は、飛行点検の結果「合格」と判定された航空保安無線施設でなければ管制業務の用に供してはならない。ただし、「条件付合格」と判定された場合は、その評価に応じて管制業務の用に供することができる。

(受検手続)

第12条 航空自衛隊に対する受検手続は、各年度ごと陸上幕僚長が一括して行い、その細部については中央管制気象隊長が航空自衛隊航空支援集団司令官と調整の上行うものとする。

第4章 飛行通報業務

(飛行通報業務を行う部隊)

第13条 飛行通報業務を行う飛行場及び部隊は、別紙第4のとおりとする。

2 運航実施に関する達第19条第2項の規定に基づき通報する駐屯地業務隊長等は、依頼通報先部隊へ通報するものとする。

(飛行通報業務の基準)

第14条 飛行通報業務は、国土交通省制定の航空保安業務処理規程（昭和42年運輸省航空局総第130号）の第4運航情報業務処理規程中「Ⅱ運航援助情報業務」を準用して行うものとする。

2 飛行通報業務を行う部隊の飛行通報の取扱の細部については、別冊第1による。

(飛行の監視)

第15条 中央管制気象隊長及び飛行通報業務を行う部隊の長は、受領した飛行通報に係る航空機について、その飛行の監視を行うものとする。

第5章 飛行方式の設定手続

(設定基準)

第16条 航空隊長等は、計器進入方式、標準計器出発方式、標準計器到着方式及び計器飛行による離陸又は着陸の最低気象条件（以下「飛行方式」という。）の設定及び変更を行う場合には、国土交通省航空局制定の「飛行方式

設定基準」(平成18年国空制第111号)又は国土交通大臣に承認された基準によるものとする。

(飛行方式の設計)

第17条 航空隊長等は、飛行方式の設計及び飛行場周辺の物件の検証を行う場合には、航空自衛隊航空支援集団と調整の上、技術的な支援を受けるものとする。

(設定手続)

第18条 航空隊長等は、飛行方式の設定・変更及び廃止の必要がある場合には、所要の事項について当該飛行場に所在する関係部隊の長及び隣接飛行場管理者と調整し、かつ、当該空域を管轄する国土交通省航空交通管制部長・空港事務所長等と協議の上飛行方式設計班が作成した設定案又は別紙第5による飛行方式の設定案に次の各号に掲げる区域図を作成の上、陸上幕僚長(運用支援・訓練部長気付)に上申するものとする。

- (1) 最終進入区域、進入復行区域、周回進入区域及び離陸上昇区域については、縮尺1/5万を基準とした平面図及び側面図
- (2) 次の各方式における縮尺1/20万を基準とした平面図
 - ア 計器進入方式 空中待機経路図(保護空域を含む。)、初期進入区域、中間進入区域、最終進入区域、周回進入区域、進入復行区域
 - イ レーダー進入方式 最終進入区域、周回進入区域、進入復行区域、最低誘導高度図
 - ウ 計器出発方式 離陸上昇区域

第6章 航空情報

(飛行に影響を及ぼす行為の通知)

第19条 部隊等が、次の各号の行為を行おうとする場合には、当該部隊等の長、当該行為を行う演習場等を管理する駐屯地業務隊長等(駐屯地業務を担当する部隊等の長を含む。以下同じ。)及びノータム発行権者は、別紙第6に掲げる手続によりノータムとして航空機の運航関係者に通知するものとする。ただし、静内、六ヶ所、佐多の射場及び矢臼別演習場における射撃等については、それぞれの演習場等管理者と地方航空局長の間において取り決めるところによる。

- (1) 航空法(昭和27年法律第231号)第134条の3に係る空域において行う運航実施に関する達第41条第1項各号の行為、落下さん降下、物件の投下及び大規模な発煙
- (2) 飛行場等及びヘリコプタースポットの設置、移動、発着制限又は廃止
- (3) 着陸帯、滑走路又は誘導路の状態の変更、損壊、危険状態の発生又は復旧
- (4) 航空保安無線施設及び飛行場燈火又は航空障害燈の設置、機能停止、回復若しくは復旧
- (5) 給油業務の停止又は再開
- (6) 飛行場等の周辺において、航空機の運航に影響を及ぼすおそれのある障害の発生又は消滅
- (7) その他航空保安上ノータムの発行が必要と認めた場合

(ノータム発行権者及び担当地域)

第 20 条 ノータム発行権者及び担当地域は、別紙第 7 のとおりとする。

(ノータム発行の確認)

第 21 条 ノータム発行を要求した部隊等の長は、ノータム番号、発信日時及び内容等について確認を行うものとする。

(ノータムの取扱)

第 22 条 ノータム発信等の取扱いの細部については、別冊第 2 による。

第 7 章 雑則

(管制業務等書類の作成)

第 23 条 管制業務、飛行通報業務及びノータム取扱いにおいて、作成すべき書類の名称、様式及び保存期間は、別紙第 8 のとおりとする。

(録音)

第 24 条 管制所は、当該管制所の運用時間中、航空機及び飛行場の業務に従事する車両との無線電話並びに計器飛行方式の承認等に係る有線電話による交信を録音するものとする。

2 録音記録の保存期間は 30 日とする。ただし、航空事故等に関するものは、3 箇年とする。

(管制業務報告)

第 25 条 方面管制気象隊長は、次に掲げる事項について、それぞれ報告書を作成し、順序を経て、陸上幕僚長に報告するものとする。

(1) 航空交通管制月間交通量 (運定第 25 号)

(2) 航空交通管制特別事項 (運定第 26 号)

(3) 第 5 条及び第 6 条に定める運用要領及び協定書 (改正又は廃止した場合を含む。)

2 前項に示す「航空交通管制特別事項」の報告は、次に掲げる場合とする。

(1) 航空交通管制に関連して航空事故が発生した場合

(2) 緊急等の事態にある旨を通報した航空機を取り扱った場合

(3) 操縦士等に航空交通管制に関連した航空法違反の事実があった場合

(4) 航空交通管制に関連して航空機の運航に著しい支障を生じさせた場合又は著しい貢献をした場合

3 第 1 項に示す報告書の様式、保存期間等については、別紙第 9 のとおりとする。

附 則

この達は、昭和 55 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号)

1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則 (昭和 60 年 2 月 21 日陸上自衛隊達第 99—8—1 号)

この達は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 6 日陸上自衛隊達第 122—123 号）

この達は、昭和 60 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 5 日陸上自衛隊達第 99—8—2 号）

この達は、平成 4 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 9 日陸上自衛隊達第 99—8—3 号）

1 この達は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 13 年 3 月 13 日陸上自衛隊達第 99—8—4 号）

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 13 年 8 月 10 日陸上自衛隊達第 99—8—5 号）

この達は、平成 13 年 10 月 4 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 11 日陸上自衛隊達第 99—8—6 号）

この達は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99—8—7 号）

この達は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 99—8—8 号）

この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日陸上自衛隊達第 122—228 号）

この達は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 19 日陸上自衛隊達第 99—8—9 号）

1 この達は、平成 20 年 11 月 20 日から施行する。ただし、別紙第 1 中基準運用時間の欄の改正規定は、平成 21 年 1 月 15 日から施行する。

2 第 7 条第 1 項第 5 号に規定する資格については、別紙第 1 に規定する飛行場等（札幌飛行場を除く。）における進入管制業務及びターミナルレーダー管制業務以外の管制業務について、平成 20 年 11 月 20 日から平成 23 年 8 月 24 日までの間は、同業務に従事する隊員のうち、1 名以上が保有していれば足りるものとする。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 99—8—10 号）

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32—19 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 99—8—11 号）

この達は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）

1 この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—315 号）

- 1 この達は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和3年10月20日陸上自衛隊達第99-8-12号）

この達は、令和3年10月31日から施行する。

附 則（令和4年3月11日陸上自衛隊達第99-8-13号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

管制業務等実施飛行場

飛行場等	管制業務を行う部隊	業務内容		備考
		種類	基準運用時間	
札幌飛行場	北部方面管制気象隊 基地隊	飛行場管制業務	0730～2030。ただし、その他の時間であっても1時間以上前に要求があれば運用する。	1 飛行支援管制業務とは、飛行の方法に係る指示及び支援に関する業務であって、航空交通管制業務以外の業務をいう。 2 飛行支援管制業務の実施に当たっては、第2章を準用するものとする。 3 管制業務を行う部隊の長は、天災、機器故障等によるやむを得ない事由がある場合は、管制業務の運用を休止し、又は制限することができる。
		着陸誘導管制業務		
		進入管制業務		
		ターミナルレーダー管制業務		
旭川飛行場	北部方面管制気象隊 第1派遣隊	飛行場管制業務	月曜～金曜 0800～1700 (国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。))及び12月29日から翌年1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)(以下「年末年始の休日」という。)を除く。)。ただし、その他の時間であっても1時間以上前に要求があれば運用する。	
		飛行支援管制業務	方面管制気象隊長が定める。	
十勝飛行場	北部方面管制気象隊 第2派遣隊	飛行場管制業務	月曜～金曜 0800～1700 (祝日法による休日及び年末年始の休日を除く。)。ただし、その他の時間であっても1時間以上前に要求があれば運用する。	
		着陸誘導管制業務		
霞目飛行場	東北方面管制気象隊 基地隊	飛行場管制業務	月曜～金曜 0800～1700 (祝日法による休日及び年末年始の休日を除く。)。ただし、その他の時間であっても1時間以上前に要求があれば運用する。	
		飛行支援管制業務	方面管制気象隊長が定める。	
立川飛行場	東部方面管制気象隊 基地隊	飛行場管制業務	毎日 0830～1700。ただし、その他の時間であっても1時間以上前に要求があれば運用する。	
		着陸誘導管制業務		

霞ヶ浦飛行場	東部方面管制気象隊 第1派遣隊	飛行場管制業務	月曜～金曜 0830～1700（祝日法による休日及び年 年始の休日を除く。）。ただし、その他の時間であ っても1時間以上前に要求があれば運用する。
富士場外離着 陸場	東部方面管制気象隊 第2派遣隊	飛行支援管制業務	方面管制気象隊長が定める。
木更津飛行場	東部方面管制気象隊 第3派遣隊	飛行場管制業務	月曜～金曜 0830～1700（祝日法による休日及び年 年始の休日を除く。）。ただし、その他の時間であ っても1時間以上前に要求があれば運用する。
		飛行支援管制業務	方面管制気象隊長が定める。
宇都宮飛行場	東部方面管制気象隊 第4派遣隊	飛行場管制業務	月曜～金曜 0830～1700（祝日法による休日及び年 年始の休日を除く。）。ただし、その他の時間であ っても1時間以上前に要求があれば運用する。
		着陸誘導管制業務	
		進入管制業務	
		ターミナルレーダ ー管制業務	
相馬原飛行場	東部方面管制気象隊 第5派遣隊	飛行場管制業務	月曜～金曜 0800～1700（祝日法による休日及び年 年始の休日を除く。）。ただし、その他の時間であ っても1時間以上前に要求があれば運用する。
		飛行支援管制業務	方面管制気象隊長が定める。
市ヶ谷場外離 着陸場	中央管制気象隊	飛行支援管制業務	中央管制気象隊長が定める。
明野飛行場	中部方面管制気象隊 第1派遣隊	飛行場管制業務	月曜～金曜 0830～1700（祝日法による休日及び年 年始の休日を除く。）。ただし、その他の時間であ っても1時間以上前に要求があれば運用する。
		着陸誘導管制業務	
		進入管制業務	
		ターミナルレーダ ー管制業務	
目達原飛行場	西部方面管制気象隊 第1派遣隊	飛行場管制業務	月曜～金曜 0800～1700（祝日法による休日及び年 年始の休日を除く。）。ただし、その他の時間であ っても1時間以上前に要求があれば運用する。
		飛行支援管制業務	方面管制気象隊長が定める。

管制所における管制席別業務内容

管制所の種類	管制所を設置する飛行場	管制席の種類	業務内容
飛行場 管制 席	飛行場管制業務を実施する飛行場	運用主任席	<ol style="list-style-type: none"> 1 各管制席業務の監督及び管制席間の業務の調整 2 当該管制業務について関係機関等との連絡調整 3 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項
		飛行場 管制 席	<ol style="list-style-type: none"> 1 有視界飛行方式によって飛行する航空機であって当該飛行場に離陸若しくは着陸する航空機又は当該飛行場周辺を飛行する航空機に対する管制許可及び管制指示 2 計器飛行方式によって飛行する航空機であって、次に掲げるものに対する管制指示 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該飛行場から離陸する航空機であって、管制区管制所、ターミナル管制所又は進入管制所に引き渡すまでのもの (2) 当該飛行場に着陸する航空機であって、管制区管制所、ターミナル管制所、進入管制所又は着陸誘導管制所から引き継いだもの 3 走行区域を航行する航空機及び飛行場の業務に従事する者に対する管制許可及び管制指示 4 飛行場管制席の管制業務に係る事務であって次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 次に掲げるものの中継 <ol style="list-style-type: none"> ア 他の管制機関が行った管制承認、管制許可、管制指示及び特別有視界飛行許可 イ 航空機からの位置通報その他の通報 (2) 飛行情報業務 (3) 警急業務 5 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項

		副管制席	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場管制席の業務の補助 2 次に掲げるものの記録又は中継 <ol style="list-style-type: none"> (1) 管制承認、管制許可、管制指示、特別有視界飛行許可及び飛行計画 (2) 航空機からの位置通報、その他の通報 (3) 航空機の離着陸の時刻、気象、その他の通報 3 関係機関との連絡調整 4 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項
		地上管制席	<ol style="list-style-type: none"> 1 走行区域を航行する航空機及び飛行場の業務に従事する者に対する管制許可及び管制指示 2 地上管制席の管制業務に係る事務であって、次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 他の管制機関又は飛行場管制席にある者が行った管制承認、管制指示又は管制許可の中継 (2) 飛行情報業務 3 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項
着陸誘導所 管制	着陸誘導管制業務を実施する飛行場	運用主任席	<ol style="list-style-type: none"> 1 各管制席業務の監督及び管制席間の業務の調整 2 当該管制業務について関係機関等との連絡調整 3 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項
		搜索管制席	<ol style="list-style-type: none"> 1 計器飛行方式によって当該飛行場に進入する航空機であって、次に掲げるものに対する管制許可及び管制指示 <ol style="list-style-type: none"> (1) ターミナル管制所、進入管制所又は飛行場管制所から引き継いだもの (2) 着陸誘導席に引き渡すまでのもの 2 搜索誘導席の管制業務に係る業務であって次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 計器飛行方式によって飛行する航空機に対するレーダーによる監視及び助言 (2) 飛行情報業務

			<p>(3) 警急業務</p> <p>3 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項</p>
		着 陸 誘 導 席	<p>1 計器飛行方式によって当該飛行場に進入する航空機であって捜索誘導席から引き継いだものに対する管制許可及び管制指示</p> <p>2 着陸誘導席の管制業務に係る業務で次に掲げるもの</p> <p>(1) 航空機に対するレーダーによる監視及び助言</p> <p>(2) 飛行情報業務</p> <p>3 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項</p>
		副 管 制 席	<p>1 捜索誘導席及び着陸誘導席の業務の補助</p> <p>2 次に掲げるものの記録又は中継</p> <p>(1) ターミナル管制所、進入管制所又は飛行場管制所の管制許可及び管制指示</p> <p>(2) 航空機の離着陸の時刻、気象その他の情報</p> <p>3 関係機関との連絡調整</p> <p>4 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項</p>
進 入 管 制 所	進入管制業務を実施する飛行場	進 入 管 制 席	<p>1 計器飛行方式によって飛行する航空機であって、次に掲げるものに対する管制許可及び管制指示</p> <p>(1) 管制区管制所、ターミナル管制所、進入管制所又は飛行場管制所から引き継いだもの</p> <p>(2) 管制区管制所、ターミナル管制所、進入管制所、着陸誘導管制所に引き渡すまでのもの</p> <p>2 進入管制席の管制業務に係る業務であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 特別有視界飛行許可</p> <p>(2) 計器飛行方式によって飛行する航空機の飛行計画、位置通報、到着の通知その他の通報の受理</p>

			<p>(3) 次に掲げるものの中継</p> <p>ア 他の管制機関が行った管制承認、管制許可及び管制指示</p> <p>イ 航空機からの位置通報その他の通報</p> <p>(4) 飛行情報業務</p> <p>(5) 警急業務</p> <p>(6) 関係機関との連絡調整</p> <p>3 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項</p>
		副管制席	<p>1 進入管制席の業務の補助</p> <p>2 次に掲げるものの記録及び中継</p> <p>(1) 管制承認、管制許可、管制指示、特別有視界飛行許可及び飛行計画</p> <p>(2) 航空機からの位置通報その他の通報</p> <p>(3) 航空機の離着陸の時刻、気象、その他の通報</p> <p>3 関係機関との連絡調整</p> <p>4 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項</p>
ターミナル 管制所	ターミナルレー ダー管制業務を 実施する飛行場	運用主任席	<p>1 各管制席業務の監督及び管制席間の業務の調整</p> <p>2 当該管制業務について関係機関との連絡調整</p> <p>3 その他管制業務実施部隊の長の命ずる事項</p>
		出域管制席	<p>1 計器飛行方式により管轄空域内の飛行場から出発する航空機又は計器飛行方式によって進入復行を行う航空機であって、次に掲げるものに対する管制許可、管制指示及び管制承認</p> <p>(1) 飛行場管制所又は着陸誘導管制所から引き継いだもの</p> <p>(2) 管制区管制所、進入管制所又は着陸誘導管制所に引き渡すまでのもの</p> <p>2 次に掲げる管制業務</p> <p>(1) 特別有視界飛行許可（出発する航空機に対するものに限る。）</p> <p>(2) 計器飛行方式によって出発する航空機の位置通報、その他の通報の受理</p>

			<ul style="list-style-type: none"> (3) 次に掲げるものの中継 <ul style="list-style-type: none"> ア 他の管制機関が行った管制承認、管制許可及び管制指示 イ 航空機からの位置通報又はその他の通報 (4) 航空機に対するレーダーによる監視及び助言 (5) 飛行情報業務及び捜索救難を必要とする航空機に対する通信捜索 (6) 関係機関との連絡調整
		入域管制席	<ul style="list-style-type: none"> 1 計器飛行方式により管轄空域内の飛行場へ進入する航空機であって、次に掲げるものに対する管制許可、管制指示及び管制承認 <ul style="list-style-type: none"> (1) 管制区管制所又は飛行場管制所から引き継いだもの (2) 着陸誘導管制所又は飛行場管制所に引き渡すまでのもの 2 次に掲げる管制業務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 特別有視界飛行許可（進入する航空機に対するものに限る。） (2) 計器飛行方式によって飛行する航空機の飛行計画、位置通報、その他の通報の受理 (3) 航空機に対するレーダーによる監視及び助言 (4) 飛行情報業務 (5) 捜索救難を必要とする航空機に対する通信捜索 (6) 関係機関との連絡調整
		調整管制席	<ul style="list-style-type: none"> 1 計器飛行方式によって飛行する航空機であって、次に掲げるものに対する管制許可、管制指示及び管制承認 <ul style="list-style-type: none"> (1) 管制区管制所、進入管制所又は飛行場管制所から引き継いだもの (2) 管制区管制所、進入管制所又は飛行場管制所に引き渡すまでのもの 2 次に掲げる管制業務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計器飛行方式によって飛行する航空機に対する管制承認、管制許可 (2) 特別有視界飛行許可 (3) 計器飛行方式によって飛行する航空機の飛行計画、位置通報、到着の通知、その他

			<p>の通報の受理</p> <p>(4) 次に掲げるものの中継</p> <p>ア 他の管制機関が行った管制承認、管制許可及び管制指示</p> <p>イ 航空機からの位置通報その他の通報</p> <p>(5) 出域管制席及び入域管制席間の業務の連絡調整</p> <p>(6) 飛行情報業務</p> <p>(7) 捜索救難を必要とする航空機に対する通信捜索</p> <p>(8) 関係機関との連絡調整</p>
--	--	--	--

注： 地上管制席は、札幌、木更津、宇都宮及び明野の各飛行場管制所に限り適用し、当該飛行場の飛行場管制席に係る業務内容の3～5項は削除する。

運用要領の作成事項

飛行場管制所又は進入管制所	着陸誘導又はターミナル管制所
1 計器飛行管制要領 2 有視界飛行管制要領 3 特別有視界飛行方式管制要領 4 ヘリコプター管制要領 5 地上交通管制要領 6 緊急事態の措置要領 (1) 緊急機に対する管制要領 (2) 緊急要請 (3) 事故の処置要領 (4) 停電時の措置要領 (5) 退避要領 7 他管制所・機関等との連絡調整 8 レコーダー運用要領 9 施設・機器等の保守担当部隊との連絡要領 10 航空保安無線施設の監視要領 11 飛行計画調整要領 12 飛行情報業務要領 13 ノータム発行事項 14 その他必要事項	1 計器飛行管制要領 2 特別有視界飛行方式管制要領 3 模擬計器飛行管制要領 4 有視界飛行管制要領 5 ヘリコプター管制要領 6 緊急事態の措置要領 (1) 緊急機に対する管制要領 (2) 緊急要請 (3) 事故の処置要領 (4) 停電時の措置要領 (5) 退避要領 7 他管制所・機関等との連絡調整 8 レコーダー運用要領 9 レーダー・通信及び付属機器の点検調整要領 10 施設・機器等の保守担当部隊との連絡要領 11 飛行計画調整要領 12 飛行情報業務要領 13 最低誘導高度 14 ノータム発行事項 15 その他必要事項

備考：各事項ごとに発効期日を記載するとともに、改廃記録を添付する。

別紙第4（第13条関係）

飛行通報業務実施飛行場

飛行場等	飛行通報業務を行う部隊	運用時間
各関係飛行場等	中央管制気象隊	24時間
札幌飛行場	北部方面管制気象隊基地隊	別紙第1に示す運用時間に同じ。
旭川飛行場	北部方面管制気象隊第1派遣隊	
十勝飛行場	北部方面管制気象隊第2派遣隊	
霞目飛行場	東北方面管制気象隊基地隊	
立川飛行場	東部方面管制気象隊基地隊	
霞ヶ浦飛行場	東部方面管制気象隊第1派遣隊	
木更津飛行場	東部方面管制気象隊第3派遣隊	
宇都宮飛行場	東部方面管制気象隊第4派遣隊	
相馬原飛行場	東部方面管制気象隊第5派遣隊	
明野飛行場	中部方面管制気象隊第1派遣隊	
目達原飛行場	西部方面管制気象隊第1派遣隊	
市ヶ谷場外離着陸場	中央管制気象隊	
富士場外離着陸場	東部方面管制気象隊第2派遣隊	
八戸飛行場	東北方面管制気象隊第1派遣隊	
山形空港	東北方面管制気象隊第2派遣隊	
八尾空港	中部方面管制気象隊基地隊	
熊本空港	西部方面管制気象隊基地隊	
那覇空港	第15ヘリコプター隊	関係部隊との協定による。

飛行方式の設定

1 計器進入方式

飛行場名	所在地					平面図 (縮尺)						
標点位置	標高		偏差									
計器進入経路名	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px; height: 15px;"></td> <td>高々度用</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 15px;"></td> <td>低高度用</td> </tr> </table>						高々度用		低高度用			
						高々度用						
	低高度用											
航空保安無線施設名	周波数/チャンネル/識別符号			等級								
使用滑走路番号	飛行場管制所名			管轄管制所名								
進入開始点(施設名)の位置	航空保安無線施設から飛行場標点までの		方位	距離		側面図及び進入復行方式の記述						
方式に関連する直行経路等												
FROM	TO	MEA	FROM	TO	MEA	最低気象条件		備考				
						<table border="1"> <tr> <td>昼</td> <td>夜</td> </tr> <tr> <td>DH-VIS</td> <td>DH-VIS</td> </tr> </table>	昼		夜	DH-VIS	DH-VIS	
昼	夜											
DH-VIS	DH-VIS											
I L S 進入方式						直線進入						
	周波数		識別符号		等級	滑走路番号						
ロカイザー						周回進入						
グライドスロープ						滑走路番号						
アウターマーカー						離陸						
ミドルマーカー						滑走路番号						

寸法：日本産業規格A4

2 レーダー進入方式

飛行場名		所在地			レーダーパターン平面図(縮尺)
標点位置		標高	偏差		
管轄管制所名		呼出名称	レーダー装置(型式)名	滑走路長	
最低気象条件					
		昼	夜		
		DH-VIS	DH-VIS		
PAR	滑走路長(RVR)				
	〃				
ASR	滑走路番号				
	〃				
周回進入					
精測進入	グライドパスの角度(滑走路名)	グライドパスの角度(滑走路名)	滑走路端から設置点までの距離(滑走路名)	滑走路端から設置点までの距離(滑走路名)	
進入復行方式の記述				備考	
通信途絶方式(COMMUNICATIONS FAILURE PROCEDURES)の記述					

寸法：日本産業規格A4

3 計器出発方式

飛行場名	所在地		出発経路(平面図、縮尺)
標点位置	標高	偏差	
計器出発経路名			
飛行場管制所名	管轄管制所名		
方式の記述			
備考			

別紙第6 (第19条関係)

ノータム発行手続

ノータム区分		書類による通知				電報による通知		備考
		通知責任者及び日時	通知先	ノータム発行要求責任者及び日時	要求先	通知項目		
ノータム	第19条第1号の行爲	1 訓練演習等を計画した部隊等の長 2 実施日の6日前まで	当該行為を行う演習場等を管理する駐屯地業務隊長等(陸上自衛隊の演習場等以外で行う場合は、直接ノータムの発行を要求する。)	1 左欄の駐屯地業務隊長等 2 実施当日を含む7日前まで	当該地域を担当するノータム発行権者	訓練・演習等に関するノータムの通知項目 1 訓練・演習等の種類(射撃の場合は、火器名を略号「107M」の例により示す。) 2 使用する射場又は演習場等の名称(演習場等以外はその地名) 3 実施期間及び毎日の演習時間 4 弾着地域・演習地域の中心座標(秒まで示す。) 5 危険区域(射撃の場合のみとし、火器位置を座標(秒まで示す。))で示すとともに射撃散布等安全を考慮した区域を座標(秒まで示す。))で示す。 6 危険空域(射撃の場合は、最大弾道高を、射撃以外の場合は、演習を行う地域の中心座標からの半径及び高度を、半径については、「メートル」で、その他は、平均海面を基準として「フィート」で示す。)	1 通知責任者、通知先等は左欄に同じ。 2 通知の様式 第 号電 ノータム事項について、次のとおり通知する。 1 左欄の通知項目の順に箇条書き 2 とする。記事のない場合は、欠番 3 とする。 ノータム発行権者に通報する。 3 要求の様式 本文を1次のとおり、ノータムを発行されたい。とするほか通知の場合と同様	第19条第1号の行爲であつて自衛隊以外の航空機に影響を及ぼす場合は、地方航空局長等(空港事務所長等を含む。)の了解を得ておくものとする。
	第19条第2号～第7号の行爲			1 飛行場に係る事項は航空隊長等、場外離着陸場に係る事項は駐屯地業務隊長等 2 その都度速やかに		1 要求責任者、要求先等は左欄に同じ。 2 様式 第 号電 次のとおりノータムを発行されたい。 1 時期(期日又は期間及び時刻) 2 場所 3 実施事項又は状態 4 理由 5 その他参考事項		
航空路誌補足版及び航空路誌改訂版				1 当該部隊等の長 2 行為の発生前60日	陸上幕僚長			

注：1 航空路誌補足版は、航空路誌の一時的変更に係る情報で、有効期間が3ヶ月以上に及ぶもの、内容が図面を付さないとかかりにくいもの及び複雑で詳細な内容を伴うもの等

2 航空路誌改訂版は、航空路誌に収録される永続性を持つ情報又は航空路誌の恒久的変更に係る情報

別紙第7（第20条関係）

ノータム発行権者及び担当地域

ノータム発行権者	担当地域
北部方面管制気象隊第1派遣隊長	上川総合振興局管内、留萌振興局管内、宗谷総合振興局管内、空知総合振興局管内の深川市及び雨竜郡、オホーツク総合振興局管内の紋別市、紋別郡及び常呂郡佐呂間町
北部方面管制気象隊第2派遣隊長	十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内、根室振興局管内、オホーツク総合振興局管内（紋別市、紋別郡及び常呂郡佐呂間町を除く。）
北部方面管制気象隊基地隊長	石狩振興局管内、渡島総合振興局管内、檜山振興局管内、後志総合振興局管内、胆振総合振興局管内、日高振興局管内、空知総合振興局管内（深川市及び雨竜郡を除く。）
東北方面管制気象隊第1派遣隊長	青森県、岩手県
東北方面管制気象隊基地隊長	宮城県、福島県
東北方面管制気象隊第2派遣隊長	秋田県、山形県
東部方面管制気象隊第4派遣隊長	栃木県
東部方面管制気象隊第5派遣隊長	新潟県、群馬県、長野県
東部方面管制気象隊第1派遣隊長	茨城県
東部方面管制気象隊基地隊長	埼玉県、東京都、神奈川県
東部方面管制気象隊第3派遣隊長	千葉県
東部方面管制気象隊第2派遣隊長	山梨県、静岡県
中部方面管制気象隊第1派遣隊長	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
中部方面管制気象隊基地隊長	滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県、鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県
西部方面管制気象隊第1派遣隊長	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県
西部方面管制気象隊基地隊長	熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別紙第 8 (第 23 条関係)

管 制 業 務 等 書 類

名 称	様 式 等	適 用 業 務			保存期間	備 考	
		飛行場 (進入) 管 制	ターミナル レ ー ダ ー 着陸誘導管制	飛行通報 ノ ー タ ム			
管制日報	付紙第 1	○	○	/	2 年	1 陸上自衛隊通信実施業務規則(陸上自衛隊達第 96-13 号(41. 7. 5))第 12 条第 3 項にかかわらず、電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 60 条に規定する無線業務日誌は、付紙第 1～付紙第 7 の様式(移動局を除く。)とする。 2 付紙第 3 は、着陸誘導管制に適用する。 3 付紙第 5 及び付紙第 6 に変えて付紙第 4-2 を使用することができる。	
管制業務日誌(出発機、到着機、局地飛行)	付紙第 2		/				/
管制業務日誌(レーダー)	付紙第 3	/	○				
管制業務記録簿(位置通報)	付紙第 4	○	/				
管制ストリップ(レーダー)	付紙第 4-2	/	○				
管制ストリップ(進入管制出発機用)	付紙第 5	○	/				
管制ストリップ(進入管制到着機用)	付紙第 6		/				
管制業務用機器点検表	付紙第 7		○				
運航記録簿	付紙第 8	/	/		○		3 箇 月
ノータム事項の通知・発行要求・命令書	付紙第 9	/	/		○		5 年
ノータム発信簿		/	/		○		1 年
受信ノータム		/	/		○		5 年
飛行計画書-G(受領したもの)		/	/	○	有 効 期 間		
飛行計画書-L(受領したもの)		/	/	○	3 箇 月		
		/	/	○	1 箇 月		

管 制 日 報

隊長	班長	運用主任		

管制所名 _____

氏階級	頭文字	時刻		氏階級	頭文字	時刻		氏階級	頭文字	時刻	
		上番	下番			上番	下番			上番	下番
時刻	記 事										

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領

- 1 年月日欄
日本標準時に基づく年月日を記載する。
- 2 ページ欄
0000（I）時を基準とし、1日のうちに記載する葉ごとに一連番号を付与する。
- 3 確認欄
 - (1) 隊長 基地隊長等が当該業務終了後、その内容を確認し、押印又は自署
 - (2) 班長 管制隊長又は管制班長が当該業務の終了後、その内容を確認し、押印又は自署
 - (3) 運用主任 運用主任が管制業務を下番する際、その内容を確認し、押印又は自署
- 4 管制所名欄
管制所等名を記載する。
- 5 上番・下番欄
上番又は下番した時刻(協定世界時。以下別に定める以外同じ。)を記載する。

6 記事欄

電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 40 条「無線業務日誌」の記載事項中、管制業務日誌（出発機・到着機・局地飛行及びレーダー）、管制業務記録簿（位置通報）及び管制ストリップ（出発機用及び到着機用）に記載できない事項及び管制業務の総括的事項を、発生の都度、時刻を追って記載する。特に次の事項は、漏れなく記載する。

- (1) 管制員の配置
- (2) 航空事故
- (3) 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条に示されている遭難、緊急、安全、非常通信
- (4) 施設機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容並びに復旧時刻
- (5) 第 25 条第 2 項第 3 号及び第 4 号
- (6) 飛行場気象状態及び特異気象状態（雷、飛行制限を要する強風等）
- (7) 使用滑走路
- (8) 施設機器の点検時刻及びその結果（時計については、規正值）
- (9) その他管制業務の運用に大きな影響を与える事項

7 その他

- (1) 記載は、英文又は日本語による。
- (2) 略語、略号、記号の使用は、特に定めるもののほか、国土交通省航空局発行の航空路誌による。
- (3) 航空機型式は、製作会社、自衛隊、軍隊等で故障されている航空機型式による。
- (4) 前項の第 2 号～第 5 号の記載は、その発生時刻、内容及びレコーダー目盛りを朱記する。
- (5) 各記載事項の末尾には、記載者のイニシャルを付記する。

管制業務日誌（出発機・到着機・局地飛行）

管制所名 _____

年月日 _____ ページ _____

航空機呼出符号			航空機 型式	目的地 出発地	周波数	移動開 始時刻	I ・ S ・ V	到着予 定時刻		I ・ S ・ V	タッチアンドゴー ローアプローチ			進入 復行	通 過	飛行回数		備 考
出発	局地 飛行	到着						通信設 定時刻	出発時刻		到着時刻	I F R	S V F R			V F R	I F R	
確 認				合 計	民間機	I・S	V	I・S	V									SVFR
隊長	班長	運用主任			自衛隊													
					軍用機													滑空機
					計													

寸法：日本産業規格A4

記載要領

- 1 管制所名欄 管制所等名を記載する。
- 2 年月日欄 日本標準時に基づく年月日を記載する。
- 3 ページ欄 0000（I）時を基準とし、1日のうちに記載する葉ごとに一連番号を付与する。

4 航空機呼出符号

- (1) 出発欄 出発機（局地飛行を除き、他の飛行場等へ向う航空機）の呼出符号を記載
- (2) 局地飛行欄 局地飛行を行う航空機の呼出符号を記載
- (3) 到着欄 到着機（局地飛行を除き、他の飛行場等から飛来する航空機）及び通過機（通過欄にレ印をする航空機）の呼出符号を記載
- (4) 周回飛行を行う航空機は、出発時出発欄に、到着時出発欄と同行の到着欄に呼出符号を記載し、併せて局地飛行欄に「R/R」と記載
- (5) 編隊については、編隊名又は長機の呼出符号を記載
- (6) 出発機が離陸後故障等により出発地に戻ってくる場合は、出発欄と同行の到着欄に呼出符号を記載するとともに、その理由を備考欄に記載

5 航空機型式欄 製作会社、自衛隊、軍隊等で呼称されている航空機型式を記載する。

6 目的地・出発地欄 次により地名（地名略号又はローマ字）を記載する。

- (1) 出発機については、目的地
- (2) 到着機については、出発地
- (3) 周回飛行については、経路上の最も遠隔の地
- (4) 局地飛行については、出発と帰投が飛行計画書を別にする場合、当該目的地あるいは出発地を記載し、その他の場合は記載しない。

7 周波数・通信設定時刻欄

- (1) 周波数 メガヘルツ単位の周波数を記載する。
- (2) 通信設定時刻 通信設定時刻を4けたの数字で記載する。無線機器を搭載していない航空機は、「NORD」と記載する。

8 移動開始時刻／出発時刻欄 移動開始時刻及び出発時刻を4けたの数字で該当欄に記載し、I・S・V欄にIFRをI、SVFRをS、VFRをVと記載する。ただし、模擬計器出発（所定のSIDに沿い飛行するもの）については、Iと記載する。

9 I・S・V欄 次の要領により記載する。

- (1) 第2号～第4号を除き、前項の要領で記載
- (2) 進入管制所及びターミナル管制所のある飛行場については、進入管制所及びターミナル管制所の管制下に入った後、IFRを取り消した場合「I」、管制下に入る以前に取り消した場合「V」と記載
- (3) 進入管制所及びターミナル管制所が設置されていない飛行場については、当該機に計器進入許可を伝達した後にIFRを取り消した場合「I」、計器進入許可を伝達する以前に取り消した場合「V」と記載
- (4) 模擬計器出発（ITOにより出発し、所定のSIDに沿い上昇飛行するもの）については「I」と記載

10 到着予定時刻／到着時刻欄 到着予定時刻及び到着時刻を4けたの数字で記載する。

- 11 タッチアンドゴー、ローアプローチ欄 タッチアンドゴー又はローアプローチを実施した場合、該当飛行方式欄に「正」の字による回数を記載する。ただし、模擬計器進入を行った場合、当該回数を I F R 欄に記載する。自衛隊機については、各機ごとの算定をせず全機一括して記載することができる。
- 12 進入復行欄 計器進入を行っている航空機が進入復行をした場合、その回数を記載する。
- 13 通過欄 次の場合にレ印を記載する。
 - (1) 計器進入許可を受けた航空機が待機（進入）フィックスに到着する以前又は同フィックスに到着したが計器進入を開始する以前に目的地を変更した場合
 - (2) I F R 又は V F R により管制圏（進入管制所及びターミナル管制所のある飛行場については進入管制空域）を通過した場合
- 14 飛行回数欄 局地飛行を行っている航空機が燃料補給、乗員の交代等で着陸した場合「正」の字による回数を記載する。
- 15 備考欄 管制業務の実施に重要と思われる事項が発生した場合、※印を記載（朱記）し、その詳細を「管制日報」に記載する。
- 16 確認欄
 - (1) 隊長 基地隊長等が当該業務終了後、その内容を確認し、押印又は自署
 - (2) 班長 管制隊長又は管制班長が当該業務終了後、その内容を確認し、押印又は自署
 - (3) 運用主任 運用主任が管制業務を下番する際、その内容を確認し、押印又は自署
- 17 合計欄 民間機、自衛隊機、軍用機別に次の数を記載し、その合計を計欄に記載する。最終ページの計には、全ページの総計数を記載する。
 - (1) I・S・V欄のI及びSの出発時刻記載回数と飛行回数欄のI F R・S V F R回数を加えた数
 - (2) I・S・V欄のVの出発時刻記載回数と飛行回数欄のV F R回数を加えた数
 - (3) I・S・V欄のI及びSの到着時刻記載回数と飛行回数欄のI F R・S V F R回数を加えた数
 - (4) I・S・V欄のVの到着時刻記載回数と飛行回数欄のV F R回数を加えた数
 - (5) タッチアンドゴー及びローアプローチ欄のI F R、S V F R欄 I F R及びS V F Rによるタッチアンドゴー、ローアプローチ及び模擬計器進入の回数
 - (6) タッチアンドゴー及びローアプローチ欄のV F R欄 V F Rによるタッチアンドゴー、ローアプローチ回数
 - (7) 進入復行欄 進入復行回数
 - (8) 通過欄 通過機数
 - (9) S V F R欄 S V F Rによる出発回数、到着回数及びタッチアンドゴー、ローアプローチ回数の合計数（軍用、民間機等の区別はしない。）
 - (10) 滑空機欄 グライダーの総飛行回数

管制業務日誌（レーダー）

管制所名 _____

年月日 _____ ページ _____

航空機 呼出符号	航空機 型式	管制情報	周波数	滑走路		時刻			I ・ V	管制席			気象及び備考
				誘導	着陸 等	通信 設定	レーダー 識別	レーダー 識別完		搜索	精測	副	
確認			区分	I F R			V F R			合計			
隊長	班長	運用主任		到着	T/G・L/A	進入復行	到着	T/G・L/A					
			民間機										
			自衛隊機										
			軍用機										
			小計										

寸法：日本産業規格A4

記載要領

- 1 管制所名欄 管制所等名を記載する。
- 2 年月日欄 日本標準時に基づく年月日を記載する。
- 3 ページ欄 0000（I）時を基準とし、1日のうちに記載する葉ごとに一連番号を付与する。

4 管制情報欄 次の事項を記載する。

(1) 進入又はターミナルレーダー管制機関が通報する航空機の現在位置、高度及び最終フィックスへの到着予定時刻

(2) その他管制上必要とする事項

5 周波数欄 当該機の誘導管制のために使用する周波数を使用順に一つの欄に上から記載する。

6 滑走路欄 次の事項を記載する。

(1) 誘導欄 欄内上部に誘導滑走路番号、欄内下部に誘導型式の記号（ADF GCAはA、搜索レーダー進入はS、精測レーダー進入はP等）

(2) 着陸欄 欄内上部に誘導後着陸等を実施する滑走路番号、欄内下部に着陸等の型式の記号（フルストップはレ、ローパスはL/P、タッチアンドゴーはT/G等）及びIFRでレーダー識別後、他の管制機関に管制移管する前に、進入復行を行った場合は、着陸等の型式記号に重ねて「MSD」を朱記

7 時刻欄 次の事項を該当欄に記載する。

(1) 通信設定欄 欄内上部に搜索誘導席、欄内下部に着陸誘導席の通信設定時刻

(2) レーダー識別欄 欄内上部に搜索誘導席、欄内下部に着陸誘導席のレーダー識別設定時刻

(3) レーダー識別完欄 欄内上部にベクタリングで終わる場合搜索誘導席が他の管制機関に管制移管した時刻、着陸誘導席に引き継ぐ場合記載を省略、欄内下部に着陸誘導席が他の管制機関に管制移管した時刻

8 I・V欄 誘導時の飛行方式をIFRをI、VFRをVで記載する。

9 管制席欄 それぞれの管制席の管制員のイニシャルを該当欄に記載する。

10 気象及び備考欄 次の事項を記載する。

(1) 気象については、観測時刻、通報内容の全文及び中継者のイニシャル

(2) 備考については、次の事項が発生した場合とする。更に、その詳細を記載する場合は、※印を記載（朱記）し、その詳細を「管制日報」に記載。

ア 航空事故、航空機に関する緊急事態

イ 第6項第2号で「MSD」を朱記した場合はその理由

ウ 第25条第2項第3号及び第4号

エ 交信又はターゲットが消滅した場合

オ 機器の異常

カ その他管制業務の運用に重大な影響を与える場合

11 合計欄 飛行方式の区分に従い、民間機、自衛隊機、軍用機別に次の事項を記載する。

- (1) 到着欄 第6項第2号のフルストップの数
- (2) T/G、L/A欄 到着、進入復行以外の誘導数
- (3) 進入復行欄 第7項第2号の「MSD」の数

管制業務記録簿(位置通報)

管制所名 _____ (期間 ~)

月 日	航空機呼出符号		現 在 位 置			次 の 位 置		通 報 時 刻		周波数	管制員	通 報 内 容 及 び 備 考	
	I F R	V F R	位 置	時 刻	高 度	位 置	時 刻	開 始	終 了			ク リ ア ラ ン ス 等	伝 達 先
確 認	隊 長	班 長	運 用 主 任			位 置 通 報		中 継		計	其 他		
						I F R	V F R	気 象	ク リ ア ラ ン ス 等				

寸法：日本産業規格A4

記載要領

1 全般事項

- (1) 各管制所は、一日の位置通報取扱量を考慮して本用紙を一日一葉又は一定期間使用できる。ただし、毎月1日0000（I）時には、新用紙を使用するものとする。
- (2) 位置通報（着陸指示要求のためのものを除く。）は、通報内容を該当欄に記載する。
- (3) 航空機が管制圏をVFRにより通過する場合は、航空機呼出符号、通報時刻（開始、終了）、周波数を該当欄に記載するとともに、備考欄に「通過」と記載する。
- (4) 航空機との間に気象情報の授受を行った場合は、通信内容及び備考欄にその気象情報を記載する。
- (5) IFRエンルートの航空機に対し、管制承認等の中継を依頼された場合は、航空機呼出符号、通報時刻（開始、終了）、周波数を該当欄に記載するとともに、通信内容及び備考欄に管制承認等を記載する。

2 管制員欄 航空機の位置通報等を飛行通報取扱機関に通報した者及びその相手のイニシャルを記載する。

3 伝達先等 第1項第5号の管制承認等の発出者及び受領者のイニシャルを記載する。

管制ストリップ (レーダー用)

記載要領

1 出発機として使用する場合

①	④	⑦		⑧		⑨	
②	⑤⑥						
③						⑩	⑪

① 航空機呼出符号

⑦ 経路

② 航空機型式及び機数

⑧ 巡航高度

③ 目的飛行場等

⑨ 離陸予定時刻

④ 個別コード

⑩ 月日

⑤ 飛行計画情報区分

⑪ 修正番号

⑥ 二次レーダー機器

2 到着機として使用する場合

①	④	⑦				
②	⑤⑥					
③					⑩	⑪

①②④⑤⑥⑩⑪については、1に同じ。

③ 出発飛行場等

⑦ 到着予定時刻

3 通過機として使用する場合

①	④	⑦	⑬			
②	⑤⑥	⑫				
					⑩	⑪

①②④⑤⑥⑩⑪については、1に同じ。

⑦ 通過予定時刻

⑫ 通過フィックス

⑬ 通過高度

4 局地航空機として使用する場合

①	④	⑦		⑧		⑨
②	⑤⑥					
③					⑩	⑪

①②④⑤⑥⑨⑩⑪については、1に同じ。

③ 出発飛行場等

⑦ 到着予定時刻

管制ストリップ (進入管制出発機用)

記載要領

①	④	⑦	⑪
②		⑧	⑫
③		⑨	⑬
		⑩	⑭

- ① 航空機呼出符号
 ② 航空機型式
 ③ 目的地
 ④ 管制承認の内容
 ⑤ 管制承認受信日時、管制承認発出者及び受信者のイニシャル (進入管制所が自ら発出する場合は、管制承認発出日時及び発出者のイニシャル)
 ⑥ 管制承認を航空機に中継した管制員のイニシャル
 ⑦ 出発予定時刻 (時分)
 ⑧ }
 ⑨ } 到着又は離脱時に通報することを要求した特定のフィックス又は高度
 ⑩ }
 ⑪ 出発時刻 (時分)
 ⑫ }
 ⑬ } ⑧⑨⑩のフィックス又は高度に到着あるいは当該フィックス又は高度を離脱した時刻 (時
 ⑭ } 分)

- 注：1 計器飛行訓練の場合は、上記に準じて記載する。
 2 記載した事項を訂正する場合は、訂正箇所に横線を引き、そのかわりに訂正事項を記載する。
 3 使用する記号は、国土交通省制定の航空保安業務処理規程 (昭和42年運輸省航空局総第130号) の第5管制業務処理規程中「V管制書類様式記入要領」に示されている航空交通管制業務記号を使用する。

管制ストリップ (進入管制到着機用)

記載要領

1 進入管制到着機用として使用する場合

①	⑤	⑥	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
②			⑬	⑭	⑮	⑯	
③	④	⑦					

- ① 航空機呼出符号
- ② 航空機型式
- ③ 出発地又は管制移管を受ける前の最終フィックス
- ④ 管制承認限界
- ⑤ 管制承認限界到着予定時刻 (分)
- ⑥ 高度及び離脱時刻 (分)
- ⑦ 進入管制移管点
- ⑧ 進入補助フィックスの略号
- ⑨ 進入補助フィックス到着時刻 (分)
- ⑩ 進入補助フィックス離脱時刻 (分)
- ⑪ 進入フィックス到着時刻 (分)
- ⑫ 進入予定時刻 (E A T) 及び補足通報要領
- ⑬ 進入許可発出時刻 (分)
- ⑭ 進入フィックスの離脱予定時刻 (分)
- ⑮ 進入フィックスの離脱時刻 (分)
- ⑯ 着陸時刻、進入復行を行った時刻又は計器飛行計画を取り消した時刻 (分)

2 SVFR用として使用する場合

① ②	③	④ ⑤ ⑥	⑦					

(1) 出発機の場合

- ① 航空機呼出符号
- ② 航空機型式
- ③ 飛行方式 (SV)
- ④ 出発時刻 (時分)
- ⑤ 管制圏離脱時刻
- ⑥ OUT BOUND の頭文字 “O”
- ⑦ 管制許可受領時刻 (時分) 又は進入管制所については、出発時刻 (時分) / 管制許可発出者イニシアル

(2) 到着機の場合

- ①②③⑦については、(1)に同じ。
- ④ 管制圏進入時刻 (時分)
- ⑤ 到着時刻 (時分)
- ⑥ IN BOUND の頭文字 “I”

(3) 管制圏内における局地飛行の場合

- ①②③④⑦については、(1)に同じ。
- ⑤ 到着時刻 (時分)
- ⑥ LOCAL の頭文字 “L”

注：1 計器飛行訓練の場合は、上記に準じて記載する。

2 記載した事項を訂正する場合は、訂正箇所に横線を引き、そのかたわらに訂正事項を記載する。

3 使用する記号は、国土交通省制定の航空保安業務処理規程（昭和42年運輸省航空局総第130号）の第5管制業務処理規程中「V管制書類様式記入要領」に示されている航空交通管制業務記号を使用する。

確 認	

管制業務用機器点検表

管制所名 _____ 年月 _____ ページ _____

日 (曜)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
点検時刻																				
施設	1																			
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
	6																			
管制 通信 機器	1																			
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
	6																			
	7																			
	8																			
	9																			
	10																			
	11																			
	12																			
	13																			
	14																			
	15																			
	16																			
通信 回線	1																			
	2																			
	3																			
	4																			
	5																			
その他	1																			
	2																			
	3																			
摘要																				
点検者																				
運用主任																				

記載要領

- 1 点検時刻欄 管制所開所時及び勤務交代時において、上番者が機器等を点検した時刻を記載する。
- 2 チェック欄 各管制所ごと各番号に対応した点検機器名等を示したチェックリスト表を予め方面管制気象隊基地隊長等の承認を得て作成し、点検者は、同表項目名を呼称して、次の要領により該当番号欄に記載する。
 - (1) 点検時異常がないものには、レ印、異常があるものには×印を付し、「管制日報」に故障の状態を記載する。ただし、標準時計については、その誤差を秒単位で記載
 - (2) 運用中、機器の故障等が生じた場合は、レ印に重ねて×印を記載し、その事実、原因及びこれに対する措置の内容を「管制日報」に記載
 - (3) 運用中、故障等の機器が復旧した場合は、×印を○印で囲み、その時刻を「管制日報」に記載
- 3 点検者欄 点検者のイニシャルを記載する。
- 4 運用主任欄 下番時運用主任が確認してイニシャルを記載する。

運 航 記 録 簿

飛行場

年月日 _____ . _____ . _____

航空機呼出符号			航空機 型 式	飛行 方式	目的地 出発地	速度 燃料	操縦士名	移動開始 時刻/ 出発時刻	イニシャル		到着予定 時刻/ 到着時刻	イニシャル		備 考
出発	局地 飛行	到着							BOPs/TWR	関係機関		BOPs/TWR	関係機関	
有視界飛行方式	OUTBND			LCL		INBND		小 計		合 計		そ の 他		
計器飛行方式	OUTBND			LCL		INBND		小 計						

寸法：日本産業規格 A 4

記載要領

- 1 局地飛行以外であって、同一飛行計画書により当該飛行場を出発地及び目的地として飛行する航空機については、目的地、出発地欄に「R/R」と記載する。
- 2 編隊により飛行する航空機については、編隊長機について該当事項を記載し、編隊構成機の無線呼出符号を備考欄に記載する。
- 3 特別有視界飛行方式により飛行する航空機については、飛行方式区分欄に SVFR と記入し、その機数を計器飛行方式の小計欄に外数として、括弧を付して記載する。
- 4 イニシャル、BOPs/TWR 欄は、それぞれの通報者のイニシャルを、関係機関欄には、当該機関の通報者又は受領者のイニシャルを記載する。

ノータム事項の通知・発行要求・命令書							
発行命令	経 由	決 裁	合 議			起 案 者	
						TEL()	
(1) 通知・要 求又は発 行部隊	部 隊 名 等					要求番号	
	要求(通知)日時 . . . (時 分) 担当者階級氏名 TEL()						
(2) 件名							
ノータム番号及び識別符号							
新 規	(/	→NOTAMN			≪≡		
更 新	(/	→NOTAMR→ /			≪≡		
取 消	(/	→NOTAMC→ /			≪≡		
クォリファーライン							
FIR の地点略号/ノータムコード/飛行方式/取扱区分/範囲/下限/上限/中心及び半径							
Q)						≪≡	
地 点 略 号 等	A)						
有 効 期 間 の 開 始	B)						
有 効 期 間 の 終 了	C)						≪≡
予 定 時 間							
D)							
(3) ノータム事項の通信文							
E) ≪≡							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
≪≡							
下 限							
上 限							
(4) 経 由 部 隊 等	部 隊 名 等					經由番号	
	要求(通知)日時 . . . (時 分) 担当者階級氏名 TEL()						
(5) 受 付		(6) ノータム発信		(7) 発信確認			
				発	受		
送 話 者			担 当 者			送話者	
受 話 者 又 は 受 付 者			ノータム 番 号			受信者	
受 付 日 時	. . . 時 分	発 信 日 時	. . . 時 分	確 認 日 時	. . . 時 分	. . . 時 分	

記載要領

- 1 経由欄は、部隊等の長から通知を受けた駐屯地業務隊長等が使用する。
- 2 第1欄の要求日時は、決裁を受けた日時とし、要求番号は、各部隊ごとの一連番号とする。
- 3 第4欄は、訓練、演習等の場合で駐屯地業務隊長等を経由する場合にのみ使用する。経由日時は、部隊等の長から通知を受けた日時とし、経由番号は、駐屯地業務隊長ごとの一連番号とする。
- 4 要求、経由部隊等は、太枠内のみ記入する。

管 制 業 務 報 告

名 称	様 式	報告単位	部数	報告期限	保存期間	備考
航空交通管制月間交通量報告書 (運定第25号)	付紙第1	管制所ごと	1部	翌月10日まで	5年	1部を中央管制 気象隊長に通知す る。
航空交通管制特別事項報告書 (運定第26号)	付紙第2			当該事項発生後10日以内	3年	
協定書・運用要領	協定書・運用 要領の写し		2部	制定、改正又は廃止後10 日以内	1年	

航空交通管制月間交通量報告 (その 1)
(運定第 25 号)

部隊名 _____ 管制所名 _____ 年 _____ 月分

分類 日付	計 器 飛 行															小 計
	出 発 機			到 着 機			T/G L/A & SIA			進 入 復 行			通 過 機			
	民間 機	自衛 隊機	軍用 機	民間 機	自衛 隊機	軍用 機	民間 機	自衛 隊機	軍用 機	民間 機	自衛 隊機	軍用 機	民間 機	自衛 隊機	軍用 機	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
計																

航空交通管制月間交通量報告（その2）

部隊名 _____ 管制所名 _____ 年 _____ 月分 _____

分類 日付	有 視 界 飛 行										合 計	そ の 他				
	出 発 機			到 着 機			T/G&L/A			小 計		計			S V F R 回 数	滑 空 機 回 数
	民 間 機	自 衛 隊 機	軍 用 機	民 間 機	自 衛 隊 機	軍 用 機	民 間 機	自 衛 隊 機	軍 用 機			民 間 機	自 衛 隊 機	軍 用 機		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
計																

航空交通管制特別事項報告
(運定第 26 号)

飛行場名： 管制所名：	部 隊： 記述者：
件 名：	
発生日時： 年 月 日 時 分	発生場所：
報告内容：	1 航空事故 <input type="checkbox"/> 2 管制違反 <input type="checkbox"/> 3 その他 ()
気 象：	
管制員の配置：	
関係航空機：	
添付書類：	1 状況図 2 その他 ()
備 考：	

飛行通報取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、飛行通報の取扱いの細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

(飛行通報の種類及び送付時期)

第 2 条 飛行通報の種類及び送付時期は、別紙のとおりとする。

(飛行通報の本文)

第 3 条 飛行通報の本文の構成及び作成要領は、中央管制気象隊長が定めるものとする。

2 国際間に使用する本文の構成は、I C A O P A N S - A T M D O C 4444 による。

(飛行通報の取扱)

第 4 条 提出飛行計画書 (G) の送付は、中央管制気象隊長が定めるものとし、提出飛行計画書 (L) は次の各号のとおりとする。

(1) 駐屯地等を目的地又は中間着陸地とする場合は、該当駐屯地等に必要な飛行通報を実施するとともに、所要の飛行通報を依頼する。

(2) 前号以外の場合は、要求された場合のみ送付する。

2 陸上自衛隊以外の管制部隊等が同一飛行場に所在する場合における飛行通報は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 海上自衛隊又は航空自衛隊の管制部隊等が管制業務を担当する飛行場に所在する飛行通報業務を行う部隊の長の業務は、前各項に定めるところによるほか当該飛行場の管制部隊等の長と協議するところによる。

(2) 国土交通省の管制機関が管制業務を担当する飛行場に所在する飛行通報業務を行う部隊の長の業務は、前各項に定めるところによるほか当該飛行場の国土交通省の管制機関の長と協定するところによる。

(3) 那覇空港における業務は、第 15 ヘリコプター隊長と南西航空方面隊の管制部隊等の長との協議するところによる。

3 陸上自衛隊飛行場以外への飛行通報及び飛行管理系で直接送付できない送付先への通報は、送付先を明示して中央管制気象隊長に中継を依頼するものとする。

4 飛行通報業務を行う部隊の長は、前各項を補足するため当該飛行計画に係る飛行通報について、関係部隊等と調整の上、必要な事項を定めることができる。

(防空識別圏に係る飛行通報)

第 5 条 防空識別圏に係る航空機の提出飛行計画通報 (飛行計画書 (L) に係るものを含む。) 及び出発通報は、提出飛行計画通報にその旨を明示して中央管制気象隊長が定める送付先に送付する。

(利用通信系)

第 6 条 飛行通報は、陸上自衛隊通信実施業務規則 (陸上自衛隊達第 96—13 号 (41. 7. 5)) に定める飛行管理系により行うものとする。ただし、当該系により難しい場合は、同規則に定める自動即時電話等又は中央 (地方を含む。) 印刷電信系により行うことができる。

(中央管制気象隊長の取扱う飛行通報)

第7条 中央管制気象隊長は、飛行通報（飛行計画書（G）及び防空識別圏に係るものに限る。）を取り扱うものとし、その細部について関係管制機関と調整の上必要な事項を定め、飛行通報業務を行う部隊の長に通知する。

2 緊急通報及び陸上自衛隊航空機に係る通信搜索通報を受領した場合は、速やかに陸上幕僚長へ通報するものとする。

別紙

飛行通報の種類	送付時期
緊急通報	航空機の遭難及び航空救難に関する通報並びに航空機又は人命の安全に関し緊急に通報を要する場合に送付する。
通信搜索通報	通報された飛行計画に係る航空機が、出発時刻から予定飛行時間に30分を加えた時間を経過した時刻までに到着が得られない場合に開始する通信搜索等の通報に要する場合に送付する。
提出飛行計画通報	通報を受けた飛行計画が、計器飛行方式に係るものにあつては、航空機の離陸予定時刻の30分前までに、有視界飛行方式に係るものにあつては、通報を受けた後、速やかに送付する。
出発通報	航空機の離陸時刻を知った場合に送付する。
遅延通報	提出飛行計画通報における離陸予定時刻が30分以上遅延する旨の通報を受けた場合に送付する。
到着通報	航空機の着陸時刻を知った場合に送付する。
変更通報	飛行計画の内容（離陸予定時刻を除く。）を一部変更する旨の通報を受けた場合に送付する。
飛行計画取消通報	提出飛行計画通報に係る飛行を取消す旨の通報を受けた場合に送付する。
位置通報	航空機の位置通報を受けた場合に送付する。

ノータム取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、ノータムの発行、通知、受信及び取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(ノータムの発行)

第 2 条 ノータム発行権者は、ノータム発行要求を受けた場合のほか、次の各号に掲げる場合にノータムを発行する。

- (1) 航空保安無線施設について、その休止、復旧、周波数、識別符号、送信内容若しくは位置の変更又は 50%以上の出力の増減があった場合
- (2) 計画整備のため航空保安無線施設の状態の変更を行う場合
- (3) 当該飛行場等の航空交通管制及び通象に関する業務の変更を行う場合
- (4) その他航空保安上ノータムの発行が必要と認めた場合

2 ノータム発行要求を受けたノータム発行権者は、当該要求事項について審査の上、ノータムを発行する。

(ノータム発信所名)

第 3 条 ノータム発信所名は、次表に掲げる地名略語を用いるものとする。

発信所名	地点略号
札幌	R J C O
旭川	R J C A
十勝	R J C T
霞目	R J S U
八戸	R J S H / G
山形	R J S C / G
立川	R J T C
霞ヶ浦	R J A K
富士	R J A T
木更津	R J T K
宇都宮	R J T U
相馬原	R J T S
八尾	R J O Y / G
明野	R J O E
熊本	R J F T / G
目達原	R J D M

(ノータム送受信利用通信系)

第 4 条 ノータムの送受信は、陸上自衛隊通信実施業務規則（陸上自衛隊達第 96—13 号（41. 7. 5））に規定する飛行管理系により行うものとする。

(ノータム発行の通知)

第 5 条 ノータム発行権者は、ノータムの発信後速やかに当該ノータム発行要求者に対し、発信日時、ノータム番号及び内容等について通知するものとする。

(受信ノータムの取扱い)

第6条 ノータム発行権者は、受信したノータムを速やかに運航係幹部等に呈示するとともに、運航事務所内の利用しやすい場所に掲示するものとする。

2 ノータム発行権者は、飛行中の航空機に対し、緊急に伝達を要求するノータムを受信した場合は、速やかに管制部隊の長に無線電話により伝達するよう要求するものとする。

3 中央管制気象隊長は、陸上幕僚長の要求に基づき、受信したノータムの通報又は掲示を行うものとする。

(ノータムの様式等)

第7条 ノータムの様式、用語、発信時期の基準及びノータム作成要領は、航空自衛隊ノータム取扱規則（航空自衛隊達第21号（57. 8. 21））によるものとし、細部については、中央管制気象隊長が航空自衛隊航空支援集団司令官と調整の上必要な事項を定めるものとする。